

労災レセプト電算処理システム

オンライン又は光ディスクによる
請求に係る記録条件仕様（歯科用）

令和~~6~~8年6月版

厚生労働省労働基準局

〈 目 次 〉

第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項	1
1 電気通信回線	1
2 取り扱う情報	1
3 方式	1
(1) 記録形式	1
(2) ファイル構成	1
(3) 情報表記仕様	1
ア 請求ファイルの構成	1
イ 請求ファイル構成イメージ	3
ウ レコード形式	4
エ 内容を表現する文字の符号	5
オ 全角カナの範囲	6
(4) 各種レコードの記録要領に関する事項	6 (別冊1)
ア 受付情報	別冊1
(ア) 受付情報レコード	
(イ) マルチボリューム識別情報	
イ 医療機関情報	別冊3
医療機関情報レコード	
ウ レセプト共通情報	別冊4
レセプト共通レコード	
エ レセプト情報	別冊7
労災レセプトレコード	
オ 傷病名部位情報	別冊10
傷病名部位レコード	
カ 労災診療行為情報	別冊12
(ア) 労災歯科診療行為レコード	
(イ) 労災医科診療行為レコード	
(ウ) 医薬品レコード	
(エ) 特定器材レコード	
(オ) コメントレコード	
キ 症状詳記情報	別冊29
症状詳記レコード	
ク 労災診療費請求書情報	別冊30
労災診療費請求書レコード	

第2章 光ディスクを用いた費用の請求に関する事項	7
1 媒体関連仕様	7
2 情報表記仕様	8
3 各種レコードの記録要領に関する事項	8

別表 各種コードに関する事項

別表1 都道府県コード	1 (別表)
別表2 点数表コード	2 (別表)
別表3 削除(年号区分コード)	2 (別表)
別表4 施設基準届出コード	2 (別表)
別表5 男女区分コード	2 (別表)
別表6 病棟区分コード	3 (別表)
別表7 未来院請求コード	3 (別表)
別表8 業務災害・通勤災害コード	3 (別表)
別表9 帳票種別コード	3 (別表)
別表10 新継再別コード	3 (別表)
別表11 転帰事由コード	3 (別表)
別表15 病態移行コード	3 (別表)
別表16 主傷病コード	3 (別表)
別表17 医薬品区分コード	4 (別表)
別表18 診療識別コード(歯科)	4 (別表)
別表19 特定器材単位コード	5 (別表)
別表20 特定器材加算等コード	6 (別表)
別表21 症状詳記区分コード	7 (別表)
別表22 病院・診療所区分コード	7 (別表)
別表23 都道府県労働局コード	8 (別表)
別表24 労働基準監督署コード	9 (別表)
別表25 患者の状態コード	16 (別表)

第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

都道府県労働局の使用に係る電子計算機と、労災保険指定医療機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び取り扱う情報並びに方式については、本章の定めるところによる。

1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいてはIPsec（IETF（Internet Engineering Task Force）において標準とされた、IP（Internet Protocol）レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称）とIKE（Internet Key Exchange；IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル）を組み合わせた接続とする。

2 取り扱う情報

労災診療費請求内訳書情報及び労災診療費請求書情報とする。

3 方式

（1）記録形式

C S V形式とする。

（2）ファイル構成

ファイル名を“RRESnnmm”とし、拡張名を“UKE”とする。

nn=2桁の連番（原則として、請求月単位に重複しないこととする。）

mm=2桁の連番（受付情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。）

例】 RRES0100.UKE

（3）情報表記仕様

ア 請求ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

（ア）ファイルは、1ボリューム複数ファイルを可とする。

（イ）ファイルの作成単位は、初回分の請求については、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署ごとに1つの請求書ファイルにまとめて、また、2回目以降の請求については、すべてを1つの請求書ファイルにまとめて作成する。（1ファイルに記録できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。）

（ウ）1ボリュームに収まらないような労災保険指定医療機関単位のレセプトは、レセプト単位に分割して別ボリュームに記録する。

（エ）ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

(オ) 1ファイル内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコードの種類		識別情報	備考	記録
受付情報	受付情報レコード	U K	1ファイル単位の先頭に記録	必須
レセプト	(別記)	(別記)	1ファイル単位内に1以上記録	必須
労災診療費請求書情報	労災診療費請求書レコード	R S	1ファイル単位の最後に記録	必須

(カ) 1レセプト内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコードの種類		識別情報	備考	記録	複数
医療機関情報レコード		I R	レセプト単位データの先頭に記録	必須	不可
レセプト共通レコード		R E	医療機関情報レコードの次に記録	必須	不可
労災レセプトレコード		R R	レセプトの場合に記録	必須	不可
傷病名部位レコード		H S	傷病名部位を記録	必須	可
診療行為情報	労災歯科診療行為レコード	D S	労災歯科診療行為を記録	必須※	可
	労災内科診療行為レコード	R I	労災内科診療行為を記録	必須※	可
	医薬品レコード	I Y	医薬品を記録	必須※	可
	特定器材レコード	T O	特定器材を記録	必須※	可
	コメントレコード	C O	コメントを記録	任意※	可
症状詳記レコード		S J	症状詳記を記録	任意	可

注 表中「必須※」のレコードは、いずれか1レコード以上を記録する。

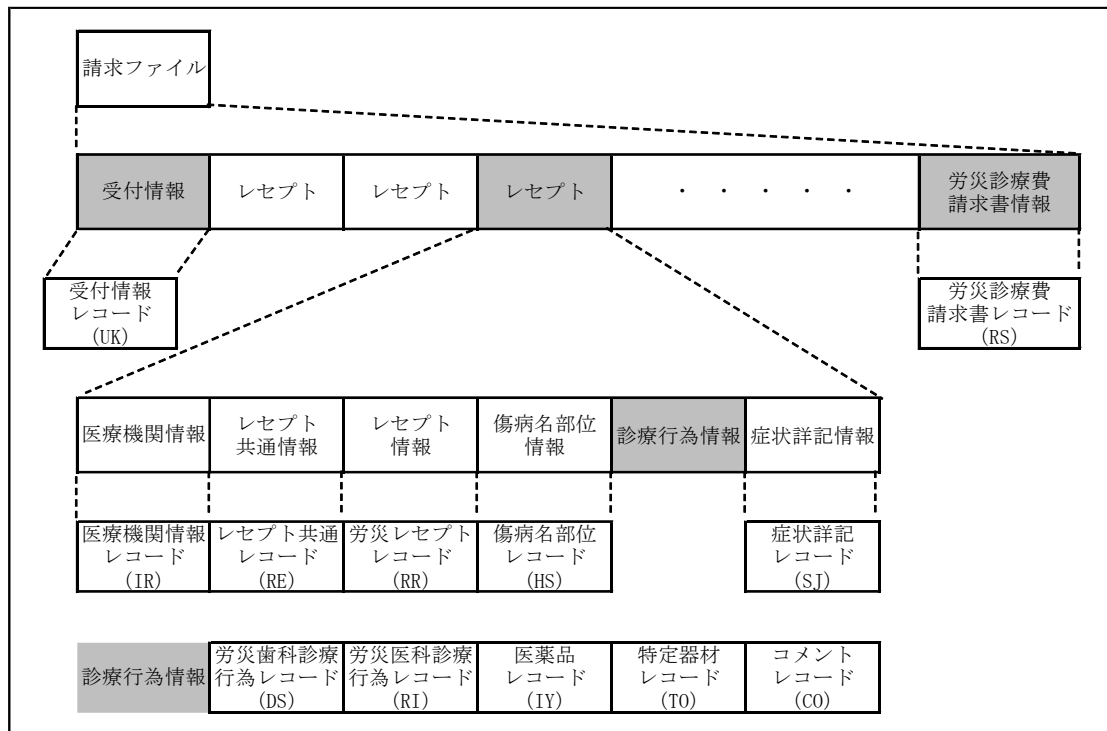
なお、表中「※」について、診療識別の記録を省略したレコードを連続して記録する場合は、98レコードを限度とする。

(キ) ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わりを示す1バイトの文字列（以下「EOFコード」という。）を記録する。

(ク) レセプトデータを複数ボリュームに分割して記録する場合は、受付情報レコード及び労災診療費請求書レコードのマルチボリューム識別情報に複数ボリューム間の関連付け情報を記録する。

イ 請求ファイル構成イメージ

請求ファイル構成イメージは、下図のとおりである。



ウ レコード形式

(ア) レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行コードを入れる。

(イ) レコード内の各項目間は、カンマ “ , ” で区切る。(数値項目の編集に、位取り用のカンマを使用しない。)

(ウ) 各項目は最大バイト数を規定し、項目形式が固定の項目については最大バイト数で記録し、可変の項目については有効桁(文字)までの記録とする。なお、有効桁(文字)以降に継続する“スペース”は記録しない。

モード(項目形式)ごとの文字種別及び詳細内容は次のとおりとする。

モード	項目形式	文字種別	詳細内容
数字	可変	半角数字	<p>上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁のゼロを除いた数字(小数点以下が全てゼロの場合は小数点も除く)を記録する。ただし、別表等に規定されているコードの1文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。</p> <p>【記載例】 (誤) 「001」 → (正) 「1」 ※別表等に規定されているコードが“01”である場合(正) 「01」 「2桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、2桁で記録する。」と規定されている場合(正) 「01」 (誤) 「1.0」 → (正) 「1」 (誤) 「1.10」 → (正) 「1.1」 (誤) 「0.00」 → (正) 「0」</p>
	固定	半角数字	最大バイト数で記録する。
英数	可変	半角英数	<p>有効文字までの記録とする。 ただし、別表等に規定されているコードの1文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。</p> <p>【記録例】 (誤) 「01」 → (正) 「1」 ※別表等に規定されているコードが“01”である場合(正) 「01」 「2桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、2桁で記録する。」と規定されている場合(正) 「01」</p>
	固定	半角英数	最大バイト数で記録する。
漢字	可変	全角文字	有効文字までの記録とする。
	固定	全角文字	最大バイト数で記録する。

(エ) 対象の年の記録に当たっては西暦を使用し、時刻の記録に当たっては24時間表記を使用する。年月日等及び時刻等に関する項目の記録方法は次の通りとする。

項目の内容	バイト数	記録方法	(記録桁)	備考
年月	6	数字“YYYYMM”	全桁	YYYY…年（西暦）
年月日	8	数字“YYYYMMDD”	全桁	MM…月
時刻	4	数字“hhmm”	全桁	DD…日
時間（n時間）	2	数字“hh”	有効桁まで	hh…時（24時間表記）
時間（n分）	5	数字“mmmmmm”	有効桁まで	mm…分 を表す。

エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、J I S X 0 2 0 1 - 1 9 7 6 の 8 単位符号及び J I S X 0 2 0 8 - 1 9 8 3 の 附属書 1 にて規定されているシフト符号化表現（シフト J I S）によるものとする。

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、下表のとおりとする。

符号名称	図形記号	16進数 ※	バイト数	用途
カンマ	,	(2C)	1	項目の区切りを表現する。
引用符	”	(22)	1	使用しない。
改行コード		(0D) (0A)	2	レコードの区切りを表現する。
E O F コード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。

※16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

オ 全角カナの範囲

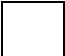

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフト J I S コードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
8140		、	。	，	．	・	：	；	？	！	｀	°	´	、	¨	^
8150	—	—	、	、	、	、	、	、	、	、	○	—	—	-	/	\
8160	~	//		‘	’	“	”	()	[]	[]	{
8170	}	<	>	《	》	「	」	『	』	【	】	+	-	±	×	

}

82E0	も	や	や	ゆ	ゆ	よ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	ん	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
8340	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ	エ	エ	オ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	チ	ッ	ツ	ツ	テ	テ	ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	バ
8370	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ	ミ	
8380	ム	メ	モ	ヤ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ワ
8390	キ	エ	ヲ	ン	ヴ	カ	ケ	・	・	・	・	・	・	・	・	A
83A0	B	Γ	Δ	E	Z	H	Θ	I	K	Λ	M	N	Ξ	O	Π	P
83B0	Σ	T	Υ	Φ	X	Ψ	Ω	・	・	・	・	・	・	・	・	α
83C0	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	ι	κ	λ	μ	ν	ξ	ο	π	ρ
83D0	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83E0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83F0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

(Shift-JIS コード表より抜粋)

	使用可能
	使用不可能

- (4) 各種レコードの記録要領に関する事項
※別冊参照

第2章 光ディスクを用いた費用の請求に関する事項

労災保険指定医療機関から都道府県労働局への費用の請求を行う場合の光ディスクに係る規格及び方式については、本章に定めるところによる。

なお、取り扱う情報については、第1章と同じとする。

また、光ディスクの記録形式をMS-DOSフォーマットのCSV形式とする。

1 媒体関連仕様

(1) 媒体及び物理フォーマット

JIS TS X 0025-2005の規格に適合する120mm コンパクトディスク（CD-R）を使用する。

(2) 論理フォーマット

論理フォーマットは、ISO 9660形式（レベル1）に準拠する。

書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション方式）方式とする。

(3) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は、次に規定するものを除き、JIS X 0605-1997に準拠する。

ア ルートディレクトリのディレクトリ項目は、次のとおりとする。

(ア) ボリュームラベル項目の有無は、任意とする。

(イ) サブディレクトリ指示項目は、あってはならない。

(ウ) ディレクトリ項目のうち、使用中のファイル項目を下表に示す。

文字位置	名前	内容
1～8	名前	“RRESnnmm” nn=01～99 mm=00～99
9～11	拡張名	“UKE”
12	属性	(00)又は(20)
13～22	予約	JIS X 0605-1997に準拠
23、24	記録時刻	JIS X 0605-1997に準拠
25、26	記録日付	JIS X 0605-1997に準拠
27、28	先頭クラスタ番号	JIS X 0605-1997に準拠
29～32	ファイル長	JIS X 0605-1997に準拠

注1 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

2 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

イ その他のディレクトリ項目は、すべて空きディレクトリ項目でなければならない。

2 情報表記仕様

- (1) 請求ファイルの構成
第1章-3-(3) -アの「請求ファイルの構成」と同じ。
- (2) 請求ファイル構成イメージ
第1章-3-(3) -イの「請求ファイル構成イメージ」と同じ。
- (3) レコード形式
第1章-3-(3) -ウの「レコード形式」と同じ。
- (4) 内容を表現する文字の符号
第1章-3-(3) -エの「内容を表現する文字の符号」と同じ。

3 各種レコードの記録要領に関する事項

- (1) 受付情報
第1章-3-(4) -アの「受付情報」と同じ。
- (2) 医療機関情報
第1章-3-(4) -イの「医療機関情報」と同じ。
- (3) レセプト共通情報
第1章-3-(4) -ウの「レセプト共通情報」と同じ。
- (4) レセプト情報
第1章-3-(4) -エの「レセプト情報」と同じ。
- (5) 傷病名部位情報
第1章-3-(4) -オの「傷病名部位情報」と同じ。
- (6) 診療行為情報
第1章-3-(4) -カの「診療行為情報」と同じ。
- (7) 症状詳記情報
第1章-3-(4) -キの「症状詳記情報」と同じ。
- (8) 労災診療費請求書情報
第1章-3-(4) -クの「労災診療費請求書情報」と同じ。

(4) 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種類、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

ア 受付情報

(ア) 受付情報レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“UK”を記録する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	別表1 都道府県コードを記録する。	
点数表	数字	1	固定	別表2 点数表コードを記録する。	
指定病院等の番号	数字	7	固定	労災保険指定医療機関番号7桁（医療機関に所在地を管轄する都道府県労働局が医療機関ごとに振り出した番号）を記録する。	
予備2	数字	2	可変	記録を省略する。	
医療機関名称	漢字	40	可変	労災保険指定医療機関の名称を記録する。	
請求年月	数字	6	固定	請求年月を西暦で記録する。	1つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報の最新の療養年月を記録する。（診療年月が2020年4月と2020年5月のレセプト情報が記録されている場合には、202005となる）
届出	英数	40	可変	1 届出欄に該当する施設基準を地方厚生（支）局長に届け出ている場合は、別表4 施設基準届出コードを順次、記録する。 ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。） 2 記録するバイト数は、2の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
マルチボリューム 識別情報	数字	2	固定	ボリューム単位ごとに“00”から昇順に2桁の連続番号を記録する。	

(イ) マルチボリューム識別情報

マルチボリューム識別情報の記録は、次のとおりとする。

ボリューム1

受付情報 “00”	レセプト1	...	レセプトx	労災診療費請求書 情報 “01”
--------------	-------	-----	-------	---------------------

ボリューム2

受付情報 “01”	レセプトx+1	...	レセプトy	労災診療費請求書 情報 “02”
--------------	---------	-----	-------	---------------------

ボリューム3

受付情報 “02”	レセプトy+1	...	レセプトz	労災診療費請求書 情報 “99”
--------------	---------	-----	-------	---------------------

注1 引用符内の数字は、マルチボリューム識別情報を示す。

2 1レセプトのデータが複数ボリュームにまたがらないように、レセプト単位に分割して記録する。

イ 医療機関情報
 医療機関情報レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“IR”を記録する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	別表1 都道府県コードを記録する。	
点数表	数字	1	固定	別表2 点数表コードを記録する。	
医療機関コード	数字	7	固定	保険医療機関について定められた医療機関コードを記録する。	
予備2	数字	2	可変	記録を省略する。	
請求年月	数字	6	固定	請求年月を西暦で記録する。	1つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報の最新の療養年月を記録する。（診療年月が2020年4月と2020年5月のレセプト情報が記録されている場合には、202005となる）
電話番号	英数	15	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 労災保険指定医療機関の電話番号を記録する。 2 電話番号は市外局番、市内局番及び加入者番号を記録する。各番号の間にはカッコ又はハイフンを記録しても差し支えない。 3 記録は任意とする。 	
届出	英数	40	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院外レセプトであって、届出欄に該当する施設基準を地方厚生（支）局長に届け出ている場合は、別表4 施設基準届出コードを順次、記録する。ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。） 2 記録するバイト数は、2の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。 	診療年月時点の施設基準届出コードを記録する。

ウ レセプト共通情報
 レセプト共通レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RE”を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	1 レコードが属するレセプト番号を記録する。 2 レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。	
予備1	数字	4	可変	記録を省略する。	
予備2	数字	5	可変	記録を省略する。	
労働者の氏名	英数 又は 漢字	40	可変	1 姓を記録する。 2 姓と名の間に1文字分の“スペース”を記録する。 3 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モードごとの文字数の上限は、次のとおりとする。 英数：40 漢字：20
男女区分	数字	1	固定	別表5 男女区分コードを記録する。	
生年月日	数字	8	固定	生年月日を西暦で記録する。	
予備3	数字	3	可変	記録を省略する。	
入院年月日	数字	8	可変	1 入院レセプトにおいて、入院年月日を西暦で記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
診療開始日	数字	8	可変	1 入院外レセプトの場合は、診療を開始した年月日を西暦で記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
予備 4	数字	1	可変	記録を省略する。	
病棟区分	英数	8	可変	1 入院レセプトにおいて、病棟区分が必要な場合は、別表 6 病棟区分コードを記録する。 2 月途中で異なる病棟区分に移動した場合は、移動した順に記録する。 ただし、最大 4 つまでの記録とする。 3 記録するバイト数は、2 の倍数となる。 4 その他の場合は、記録を省略する。	
予備 5	数字	1	可変	記録を省略する。	
予備 6	英数	10	可変	記録を省略する。	
予備 7	数字	4	可変	記録を省略する。	
カルテ番号等	英数	20	可変	1 カルテ番号又は患者 ID 番号等を記録する。 2 記録は任意とする。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
予備 8	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備 9	数字	2	可変	記録を省略する。	
未来院請求	数字	2	可変	1 未来院請求を行う場合は、別表 7 未来院請求コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
電算処理受付番号	英数	20	可変	1 電算処理受付番号を記録する。（20桁で構成する。） 2 オンライン請求において、都道府県労働局からオンラインで返戻される返戻ファイルの請求データに記録する。なお、光ディスクを用いた請求の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合は、記録を省略する。
予備 1 5	数字	5	可変	記録を省略する。	
予備 1 0	数字	40	可変	記録を省略する。	
予備 1 1	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備 1 2	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備 1 3	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備 1 4	漢字	80	可変	記録を省略する。	
患者の状態	数字	60	可変	1 患者の状態等が必要な診療行為を算定する場合は、別表25 患者の状態コードを記録する。ただし、最大20個までの記録とする。 2 記録するバイト数は、3の倍数とする。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

注 「返戻ファイル」については、「労災レセプト電算処理システム オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る 記録条件仕様（歯科用）」を参照。

エ レセプト情報
 労災レセプトレコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RR”を記録する。	
回数 (同一傷病について)	数字	3	可変	1 同一傷病の回数を記録する。 2 同一傷病の回数を記録できない場合は、記録を省略する。	
業務災害・通勤災害の 区分	数字	1	固定	別表 8 業務災害・通勤災害コードを記録する。	
帳票種別	数字	1	固定	別表 9 帳票種別コードを記録する。	
年金証書番号	数字	9	可変	1 傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
労働保険番号	数字	14	可変	1 傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 上記1の労働保険番号が不明の場合は、「99999999999999」を記録する。 3 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
傷病年月日	数字	8	可変	1 傷病年月日(傷病労働者の負傷又は発病年月日)を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、西暦で記録する。 2 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
新継再別	数字	1	固定	別表10 新継再別コードを記録する。	
転帰事由	数字	1	固定	傷病労働者の最終の状態について、別表11 転帰事由コードを記録する。	
療養期間一初日	数字	8	固定	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の初日を西暦で記録する。	
療養期間一末日	数字	8	固定	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の末日を西暦で記録する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
診療実日数	数字	3	可変	1 当該診療期間に実際に診療を行った日数を記録する。 2 1日2回以上の診療を行っても1日として計算する。 3 文書料のみの請求の場合は、「999」を記録する。	
労働者の氏名（カナ）	漢字 (全角カナのみ)	40	可変	1 姓名を全角カナで記録する。 2 姓と名の上に1文字分の“スペース”を記録する。 3 20文字を超える部分については省略する。	
事業の名称	漢字	40	可変	傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。	
事業場の所在地	漢字	80	可変	傷病労働者の所属する事業場の所在地を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。	
傷病の経過	漢字	100	可変	必ず傷病の経過について詳細に記録する。	
小計点数	数字	8	可変	点数の小計を記録する。	
小計点数金額換算(イ)	数字	9	可変	点数の小計に「11円50銭」又は「12円」を乗じた金額を記録する。	
小計金額(ロ)	数字	9	可変	金額の小計を記録する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
食事療養合計回数	数字	2	可変	1 入院レセプトの場合は、食事療養の食事回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
食事療養合計金額(ハ)	数字	8	可変	1 入院レセプトの場合は、食事療養の合計金額を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
合計額 (イ)+(ロ)+(ハ)	数字	9	可変	小計点数金額換算、小計金額及び食事療養合計金額の合計額を記録する。	

オ 傷病名部位情報
傷病名部位レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“HS”を記録する。	
診療開始日	数字	8	可変	1 入院レセプトの場合は、1傷病ごとに、診療を開始した年月日を西暦で記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
歯式コード（傷病名）	英数	384	可変	1 傷病名に歯式を必要とする場合は、別に定める歯式コードを記録する。 ただし、最大64個までの記録とする。 2 記録するバイト数は、6の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
傷病名コード	数字	7	固定	1 別に定める傷病名コードを記録する。 2 未コード化傷病名については“0000999”を記録する。	
修飾語コード	英数	80	可変	1 傷病名コードで規定している傷病名（未コード化傷病名を除く）に接頭語又は接尾語を必要とする場合は、別に定める修飾語コードを順に記録すること。ただし、最大20個までの記録とする。 2 記録するバイト数は、4の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
傷病名称	漢字	40	可変	1 未コード化傷病名に限り、当該傷病名を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
併存傷病名数	数字	1	可変	1 歯式に併存する傷病名が複数ある場合は、併存する傷病名数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
病態移行	数字	1	可変	1 症状悪化等、病態に変化があった場合は、別表15 病態移行コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
主傷病	数字	2	可変	1 入院レセプトで当該傷病が主傷病の場合は、別表16 主傷病コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
コメントコード	数字	9	可変	1 傷病名に補足コメントを必要とする場合は、別に定めるコメントコードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
補足コメント	漢字	100	可変	1 文字データを要するコメントコード(810000001)の場合は、文字データを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
歯式コード（補足コメント）	英数	384	可変	1 補足コメントに歯式を必要とする場合は、別に定める歯式コードを記録する。 ただし、最大64個までの記録とする。 2 記録するバイト数は、6の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

注1 複数歯を記録する場合は、右上遠心から右上近心、左上近心から左上遠心、右下遠心から右下近心、左下近心から左下遠心へ並べて記録する。

2 乳歯又は過剰歯が同部位に永久歯と並存する場合は、2つの歯式コードを注1と同じ規則の配列順に並べて記録する。

3 隙の場合は、隙の遠心に存在する歯式コードを用いて記録する。

なお、正中の場合は、右側中切歯を用いて記録する。

4 病態移行を記録する場合は、移行前傷病名と移行後傷病名とを別のレコードに分けて記録する。

カ 労災診療行為情報

(ア) 労災歯科診療行為レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“DS”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 別表18 診療識別コードを記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
診療行為コード	数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
診療行為数量データ1	数字	8	可変	1 診療行為コードに数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
診療行為数量データ2	数字	8	可変	1 診療行為コードに数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 1	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード1を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 1	数字	8	可変	1 加算コード1に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 2	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード2を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 2	数字	8	可変	1 加算コード2に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 3	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード3を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 3	数字	8	可変	1 加算コード3に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 4	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード4を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 4	数字	8	可変	1 加算コード4に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 5	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード5を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 5	数字	8	可変	1 加算コード5に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 6	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード6を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 6	数字	8	可変	1 加算コード6に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 7	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード7を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 7	数字	8	可変	1 加算コード7に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 8	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード8を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 8	数字	8	可変	1 加算コード8に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 9	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード9を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 9	数字	8	可変	1 加算コード9に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 10	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード10を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 10	数字	8	可変	1 加算コード10に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 11	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード11を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 11	数字	8	可変	1 加算コード11に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 12	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード12を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 12	数字	8	可変	1 加算コード12に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 13	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード13を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 13	数字	8	可変	1 加算コード13に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 14	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード14を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 14	数字	8	可変	1 加算コード14に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 15	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード15を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 15	数字	8	可変	1 加算コード15に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 16	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード16を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 16	数字	8	可変	1 加算コード16に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 17	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード17を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 17	数字	8	可変	1 加算コード17に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 18	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード18を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 18	数字	8	可変	1 加算コード18に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 19	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード19を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 19	数字	8	可変	1 加算コード19に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 20	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード20を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 20	数字	8	可変	1 加算コード20に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 21	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード21を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 21	数字	8	可変	1 加算コード21に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 22	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード22を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 22	数字	8	可変	1 加算コード22に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 23	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード23を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 23	数字	8	可変	1 加算コード23に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 24	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード24を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 24	数字	8	可変	1 加算コード24に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 25	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード25を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 25	数字	8	可変	1 加算コード25に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 26	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード26を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 26	数字	8	可変	1 加算コード26に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 27	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード27を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 27	数字	8	可変	1 加算コード27に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 28	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード28を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 28	数字	8	可変	1 加算コード28に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 29	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード29を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 29	数字	8	可変	1 加算コード29に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 30	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード30を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 30	数字	8	可変	1 加算コード30に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 31	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード31を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 31	数字	8	可変	1 加算コード31に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 32	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード32を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 32	数字	8	可変	1 加算コード32に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 33	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード33を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 33	数字	8	可変	1 加算コード33に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 34	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード34を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 34	数字	8	可変	1 加算コード34に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
加算コード 35	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード35を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 35	数字	8	可変	1 加算コード35に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 点数・回数算定単位内の最終レコードの場合は、診療行為の点数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
金額	数字	9	可変	1 診療行為の金額を記録する。 2 点数・金額・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。 3 金額を記録しない場合は、記録を省略する。	
回数	数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 点数・金額・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。	回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
1日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
29日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	

注 診療行為数量データ2は、6歳未満の患者の自己血貯血、自己血輸血及び希釈式自己血輸血における体重データを記録する。

(イ) 労災医科診療行為レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“R1”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 別表18 診療識別コードを記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
診療行為コード	数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
数量データ	数字	8	可変	1 診療行為コードに数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 点数・金額・回数算定単位内の最終レコードの場合は、診療行為の点数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
金額	数字	9	可変	1 点数・金額・回数算定単位内の最終レコードの場合は、診療行為の金額を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
回数	数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 点数・金額・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。	回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
1日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 記録は必須とする。 3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
29日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 診療行為の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

(ウ) 医薬品レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“IY”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 別表18 診療識別コードを記録する。 2 診療識別を必要としない医薬品の場合は、記録を省略する。	
予備 1	英数	1	可変	記録を省略する。	
医薬品コード	数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量	数字	11	可変	1 使用量を必要とする医薬品の場合は、使用量を記録する。 2 整数部 5 桁、小数部 5 桁としても整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 点数・回数算定単位内の最終レコードの場合は、医薬品の点数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
回数	数字	3	可変	1 医薬品の回数を記録する。 2 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。	回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。
医薬品区分	英数	1	可変	1 点数・回数算定単位内の先頭レコードに、別表17 医薬品区分コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
1日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 記録は必須とする。 3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
29日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 医薬品の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

注 表面麻酔薬（OA）及び歯又は顎単位に使用する特定薬剤については、該当する医薬品コードを記録する。

(エ) 特定器材レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“T0”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 別表18 診療識別コードを記録する。 2 診療識別を必要としない特定器材の場合は、記録を省略する。	
予備1	英数	1	可変	記録を省略する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 別表20 特定器材加算等コードに掲げるコードは記録できない。	
使用量	数字	9	可変	1 使用量を必要とする特定器材の場合は、記録する。 2 整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
単位コード	数字	3	可変	1 使用量を必要とする特定器材の場合は、別表19 特定器材単位コードを記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
単価	数字	11	可変	1 購入価格により算定する特定器材の場合は、当該価格を記録する。 2 整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
特定器材加算等コード1	数字	9	可変	1 別表20 特定器材加算等コードを記録する。 2 特定器材加算等コード1を必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等数量データ1	数字	9	可変	1 特定器材加算等コード1に数量データを必要とする場合は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等コード2	数字	9	可変	1 別表20 特定器材加算等コードを記録する。 2 特定器材加算等コード2を必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等数量データ2	数字	9	可変	1 特定器材加算等コード2に数量データを必要とする場合は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
商品名及び規格又はサイズ	漢字	300	可変	商品名及び規格又はサイズを記録する。	
点数	数字	7	可変	1 点数・回数算定単位内の最終レコードの場合は、特定器材の点数を記録する。 2 点数・回数算定単位内に歯科診療行為を記録する場合は、歯科診療行為の点数を合算した点数を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
回数	数字	3	可変	1 特定器材の回数を記録する。 2 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。	回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
1日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
29日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 特定器材の算定がある場合は、当該日の回数を記録する。 2 その他の場合及び未来院請求のレセプトの場合は、記録を省略する。	

(オ) コメントレコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“C0”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 別表18 診療識別コードを記録する。 2 診療識別を必要としないコメントの場合は、記録を省略する。	
予備1	英数	1	可変	記録を省略する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	400	可変	1 コメントコードに応じた文字情報又は数字情報等を記録する。 2 文字データを要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。	
歯式コード（コメント）	英数	384	可変	1 コメントに歯式を必要とする場合は、別に定める歯式コードを記録する。 ただし、最大64個までの記録とする。 2 記録するバイト数は、6の倍数となる。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
予備2	英数	1	可変	記録を省略する。	
予備3	英数	2	可変	記録を省略する。	
予備4	英数	3	可変	記録を省略する。	
予備5	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備6	数字	7	可変	記録を省略する。	

キ 症状詳細情報
 症状詳細レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“SJ”を記録する。	
症状詳細区分	数字	2	可変	1 別表21 症状詳細区分コードを記録する。 2 同一症状詳細区分の症状詳細データを複数レコードにまたがって記録する場合は、後続レコードの症状詳細区分の記録を省略する。	
症状詳細データ	漢字	2400	可変	症状詳細区分コードに応じた症状詳細を記録する。	

注1 同一の症状詳細区分を複数記録する場合は、症状詳細の順に記録する。

2 症状詳細データ内で段落を分ける場合は、段落ごとに複数の症状詳細レコードに分けて記録する。

ク 労災診療費請求書情報
 労災診療費請求書レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RS”を記録する。	
病院・診療所の区分	英数	1	固定	別表22 病院・診療所区分コードを記録する。	
請求書提出年月日	英数	8	固定	労災診療費請求書提出年月日を西暦で記録する。	
都道府県労働局コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する別表23 都道府県労働局コードを記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
労働基準監督署コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する別表24 労働基準監督署コードを記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
指定病院等の番号	数字	7	固定	労災保険指定医療機関番号7桁（医療機関に所在地を管轄する都道府県労働局が医療機関ごとに振り出した番号）を記録する。	
郵便番号	数字	7	可変	1 労災保険指定医療機関の郵便番号を記録する。 2 郵便番号の記録は任意とする。	
医療機関所在地	漢字	80	可変	労災保険指定医療機関の所在地を記録する。	
医療機関責任者氏名	漢字	40	可変	1 労災保険指定医療機関の責任者の姓名を記録する。 2 姓と名の間に1文字分の“スペース”を記録する。 3 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モードごとの文字数の上限は次のとおりとする。 英数：40 漢字：20

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
労災診療費単価	数字	4	固定	1 法人税法施行規則第5条第1号から第5号までに掲げる要件のすべてを満たす労災保険指定医療機関（いわゆる「非課税医療機関」）は、「1150」を記録する。 2 非課税医療機関でない労災保険指定医療機関は、「1200」を記録する。	
請求金額	数字	9	可変	1 労災診療費請求書単位のレセプトを1ボリュームに記録した場合は、各レセプトの総合計額を記録する。 2 労災診療費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、最終ボリュームに各レセプトの総合計額を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
内訳書添付枚数	数字	3	可変	1 労災診療費請求書単位のレセプトを1ボリュームに記録した場合は、労災診療費請求書単位のレセプトの総件数を記録する。 2 労災診療費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、最終ボリュームにレセプトの総件数を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	1 ファイルに添付できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	1 労災診療費請求書単位のレセプトを1ボリュームに記録した場合は、“99”を記録する。 2 労災診療費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、ボリューム単位ごとに“01”から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ボリュームに“99”を記録する。	

別表 各種コードに関する事項

別表 1 都道府県コード

コード名	コード	内容
都道府県コード	0 1	北海道
	0 2	青森
	0 3	岩手
	0 4	宮城
	0 5	秋田
	0 6	山形
	0 7	福島
	0 8	茨城
	0 9	栃木
	1 0	群馬
	1 1	埼玉
	1 2	千葉
	1 3	東京
	1 4	神奈川
	1 5	新潟
	1 6	富山
	1 7	石川
	1 8	福井
	1 9	山梨
	2 0	長野
	2 1	岐阜
	2 2	静岡
	2 3	愛知
	2 4	三重
	2 5	滋賀
	2 6	京都
	2 7	大阪
	2 8	兵庫
	2 9	奈良
	3 0	和歌山
	3 1	鳥取
	3 2	島根
	3 3	岡山
	3 4	広島
	3 5	山口
	3 6	徳島
	3 7	香川
	3 8	愛媛
	3 9	高知
	4 0	福岡

コード名	コード	内容
都道府県コード	4 1	佐賀
	4 2	長崎
	4 3	熊本
	4 4	大分
	4 5	宮崎
	4 6	鹿児島
	4 7	沖縄

別表 2 点数表コード

コード名	コード	内容
点数表コード	3	歯科

別表 3 削除（年号区分コード）

別表 4 施設基準届出コード

コード名	コード	内容	備考
施設基準届出コード	0 1	補管（クラウン・ブリッジ維持管理料）	
	1 7	歯初診（歯科初診料）	

別表 5 男女区分コード

コード名	コード	内容
男女区分コード	1	男
	2	女

別表 6 病棟区分コード

コード名	コード	内容
病棟区分コード	0 1	精神（精神病棟）
	0 2	結核（結核病棟）
	0 7	療養（療養病棟）

別表 7 未来院請求コード

コード名	コード	内容
未来院請求コード	0 1	患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合、患者が死亡した場合であって試適又は装着の予定日より1月待った上で請求を行う場合。

別表 8 業務災害・通勤災害コード

コード名	コード	内容
業務災害・通勤災害コード	1	業務災害
	3	通勤災害

別表 9 帳票種別コード

コード名	コード	内容
帳票種別コード	2	34721 診療費請求内訳書（入院用）
	3	34722 診療費請求内訳書（入院外用）
	4	34723 診療費請求内訳書（入院用傷）
	5	34724 診療費請求内訳書（入院外用傷）

別表10 新継再別コード

コード名	コード	内容
新継再別コード	1	初診
	3	転医始診
	5	継続
	7	再発

別表11 転帰事由コード

コード名	コード	内容
転帰事由コード	1	治ゆ
	3	継続
	5	転医
	7	中止
	9	死亡

別表15 病態移行コード

コード名	コード	内容
病態移行コード	1	病態移行前
	2	病態移行後

別表16 主傷病コード

コード名	コード	内容
主傷病コード	0 1	主傷病（主）

別表17 医薬品区分コード

コード名	コード	内容	
		入院	入院外
医薬品区分コード	1	/	内服薬剤
	2		屯服薬剤
	3		外用薬剤
	4		注射薬剤
	5	麻酔・処置・手術等で使用する薬剤（6・7以外）	
	6	歯科麻酔薬剤	
	7	特定薬剤	

別表18 診療識別コード

コード名	入院		入院外			
	コード	診療識別	コード	診療識別		
診療識別コード (歯科)	0 1	全体に係る識別コード	1 1	初診		
	1 1	初診	1 2	再診		
	1 3	管理	1 3	管理・リハ		
	1 4	在宅	2 1	投薬・注射		
	2 1	投薬	3 1	X線検査		
	2 2		内服	4 1	処置・手術	
	2 3		屯服	4 2		処置・手術 1
	2 4		外用	4 3		処置・手術 2
	2 6		調剤	4 4	処置・手術 3	
	2 7		麻毒	5 4	処置・手術 (その他)	
	3 1	注射	調基	6 1	修復・補綴	
	3 2		皮下筋肉内	6 2		修復・補綴 1
	3 3		静脈内	6 3		修復・補綴 2
	3 9	その他	6 4	修復・補綴 3		
	4 0	薬剤料減点	6 4	修復・補綴 (その他)		
	5 0	処置	8 0	全体のその他		
	5 0	手術	9 9	摘要		
	5 4	麻酔				
	6 0	検査・病理				
	7 0	画像診断				
	8 0	その他				
	9 0	入院	入院基本料			
	9 2		特定入院料・その他			
	9 7	食事療養				
	9 9	全体に係る識別コード				

別表19 特定器材単位コード

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	001	分
	002	回
	003	種
	004	箱
	005	巻
	006	枚
	007	本
	008	組
	009	セット
	010	個
	011	裂
	012	方向
	013	トローチ
	014	アンプル
	015	カプセル
	016	錠
	017	丸
	018	包
	019	瓶
	020	袋
	021	瓶（袋）
	022	管
	023	シリンジ
	024	回分
	025	テスト分
	026	ガラス筒
	027	桿錠
	028	単位
	029	万単位
	030	フィート
	031	滴
	032	m g
	033	g
	034	k g
	035	c c
	036	m L
	037	L
	038	m L V
	039	パイアル
	040	c m
	041	c m 2
	042	m
	043	μ C i
	044	m C i
	045	μ g

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	046	管（瓶）
	047	筒
	048	GBq
	049	MBq
	050	KBq
	051	キット
	052	国際単位
	053	患者当り
	054	気圧
	055	缶
	056	手術当り
	057	容器
	058	mL（g）
	059	プリスター
	060	シート
061	カセット	

別表20 特定器材加算等コード

コード名	コード	内容
特定器材加算等コード	770020070	酸素補正率（1.3）
	770030070	高圧酸素治療加算 ※要治療に係る気圧数
	799990070	フィルム料 6歳未満乳幼児加算

別表21 症状詳細区分コード

コード名	コード	内容	
症状詳細区分コード	01	患者の主たる疾患（合併症を含む。）の診断根拠となった臨床症状	
	02	患者の主たる疾患（合併症を含む。）の診断根拠となった臨床症状の診察・検査所見	
	03	主な治療行為（手術、処置、薬物治療等）の必要性	
	04	主な治療行為（手術、処置、薬物治療等）の経過	
	05	診療報酬明細書の合計点数が100万点以上の場合における薬剤に係る症状等	
	06	診療報酬明細書の合計点数が100万点以上の場合における処置に係る症状等	
	07	その他	
	治療の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第2項及び第3項の規定に基づく診療報酬明細書の場合	50	医薬品医療機器等法に規定する治療に係る治療概要
	疾患別リハビリテーションに係る治療継続の理由等の記載の必要な診療報酬明細書の場合	51	疾患別リハビリテーション（心大血管疾患、脳血管疾患等、廃用症候群、運動器及び呼吸器）に係る治療継続の理由等の記載
	廃用症候群に係る評価表	52	廃用症候群リハビリテーション料を算定する場合の、廃用をもたらすに至った要因等の記載
上記以外の診療報酬明細書の場合	90	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第2項及び第3項の規定に基づく診療報酬明細書以外の診療報酬明細書の症状詳記	

別表22 病院・診療所区分コード

コード名	コード	内容
病院・診療所区分コード	1	病院（病床数200床以上）
	2	病院（病床数200床未満）
	3	診療所

別表23 都道府県労働局コード

コード名	コード	内容
都道府県労働局コード	01	北海道労働局
	02	青森労働局
	03	岩手労働局
	04	宮城労働局
	05	秋田労働局
	06	山形労働局
	07	福島労働局
	08	茨城労働局
	09	栃木労働局
	10	群馬労働局
	11	埼玉労働局
	12	千葉労働局
	13	東京労働局
	14	神奈川労働局
	15	新潟労働局
	16	富山労働局
	17	石川労働局
	18	福井労働局
	19	山梨労働局
	20	長野労働局
	21	岐阜労働局
	22	静岡労働局
	23	愛知労働局
	24	三重労働局
	25	滋賀労働局
	26	京都労働局
	27	大阪労働局
	28	兵庫労働局
	29	奈良労働局
	30	和歌山労働局
	31	鳥取労働局
	32	島根労働局
	33	岡山労働局
	34	広島労働局
	35	山口労働局
	36	徳島労働局
	37	香川労働局
	38	愛媛労働局
	39	高知労働局
	40	福岡労働局
	41	佐賀労働局
	42	長崎労働局
	43	熊本労働局
	44	大分労働局
	45	宮崎労働局
	46	鹿児島労働局
	47	沖縄労働局

別表24 労働基準監督署コード

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	北海道労働局	01	札幌中央労働基準監督署
		02	函館労働基準監督署
		03	小樽労働基準監督署
		04	岩見沢労働基準監督署
		05	旭川労働基準監督署
		06	帯広労働基準監督署
		07	滝川労働基準監督署
		08	北見労働基準監督署
		09	室蘭労働基準監督署
		10	釧路労働基準監督署
		11	名寄労働基準監督署
		12	小樽労働基準監督署俱知安支署
		13	留萌労働基準監督署
		14	稚内労働基準監督署
		15	浦河労働基準監督署
		17	苫小牧労働基準監督署
		18	札幌東労働基準監督署
		青森労働局	01
	02		弘前労働基準監督署
	03		八戸労働基準監督署
	04		五所川原労働基準監督署
	05		十和田労働基準監督署
	06		むつ労働基準監督署
	岩手労働局	01	盛岡労働基準監督署
		02	宮古労働基準監督署
		03	花巻労働基準監督署
		04	釜石労働基準監督署
		05	一関労働基準監督署
		06	二戸労働基準監督署
		07	大船渡労働基準監督署
	宮城労働局	01	仙台労働基準監督署
		02	石巻労働基準監督署
		03	古川労働基準監督署
		04	大河原労働基準監督署
		06	瀬峰労働基準監督署
	秋田労働局	01	秋田労働基準監督署
		02	能代労働基準監督署
		03	大館労働基準監督署
		04	横手労働基準監督署
		05	大曲労働基準監督署
		06	本荘労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	山形労働局	01	山形労働基準監督署
		02	米沢労働基準監督署
		03	庄内労働基準監督署
		05	新庄労働基準監督署
		06	村山労働基準監督署
	福島労働局	01	福島労働基準監督署
		02	郡山労働基準監督署
		03	いわき労働基準監督署
		04	会津労働基準監督署
		05	須賀川労働基準監督署
		06	白河労働基準監督署
		07	喜多方労働基準監督署
		08	相馬労働基準監督署
		09	富岡労働基準監督署
	茨城労働局	01	水戸労働基準監督署
		02	日立労働基準監督署
		03	土浦労働基準監督署
		04	筑西労働基準監督署
		05	古河労働基準監督署
		07	常総労働基準監督署
		08	龍ヶ崎労働基準監督署
		09	鹿嶋労働基準監督署
	栃木労働局	01	宇都宮労働基準監督署
		02	足利労働基準監督署
		03	栃木労働基準監督署
		05	鹿沼労働基準監督署
		06	大田原労働基準監督署
		07	日光労働基準監督署
		08	真岡労働基準監督署
	群馬労働局	01	高崎労働基準監督署
		02	前橋労働基準監督署
		04	桐生労働基準監督署
		05	太田労働基準監督署
		06	沼田労働基準監督署
		07	藤岡労働基準監督署
		08	中之条労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	埼玉労働局	01	さいたま労働基準監督署
		02	川口労働基準監督署
		04	熊谷労働基準監督署
		05	川越労働基準監督署
		06	春日部労働基準監督署
		07	所沢労働基準監督署
		08	行田労働基準監督署
		09	秩父労働基準監督署
		千葉労働局	01
	02		船橋労働基準監督署
	03		柏労働基準監督署
	04		銚子労働基準監督署
	06		木更津労働基準監督署
	07		茂原労働基準監督署
	08		成田労働基準監督署
	09		東金労働基準監督署
	東京労働局		01
		03	上野労働基準監督署
		04	三田労働基準監督署
		05	品川労働基準監督署
		06	大田労働基準監督署
		07	渋谷労働基準監督署
		08	新宿労働基準監督署
		09	池袋労働基準監督署
		10	王子労働基準監督署
		11	足立労働基準監督署
		12	向島労働基準監督署
		13	亀戸労働基準監督署
		14	江戸川労働基準監督署
		15	八王子労働基準監督署
		16	立川労働基準監督署
		17	青梅労働基準監督署
		18	三鷹労働基準監督署
		19	八王子労働基準監督署町田支署
		20	小笠原総合事務所
		神奈川労働局	01
	02		鶴見労働基準監督署
	03		川崎南労働基準監督署
	04		川崎北労働基準監督署
	05		横須賀労働基準監督署
	06		横浜北労働基準監督署
	07		平塚労働基準監督署
08	藤沢労働基準監督署		
09	小田原労働基準監督署		
10	厚木労働基準監督署		
11	相模原労働基準監督署		
12	横浜西労働基準監督署		

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	新潟労働局	0 1	新潟労働基準監督署
		0 2	長岡労働基準監督署
		0 3	上越労働基準監督署
		0 4	三条労働基準監督署
		0 6	新発田労働基準監督署
		0 7	新津労働基準監督署
		0 8	小出労働基準監督署
		0 9	十日町労働基準監督署
		1 1	佐渡労働基準監督署
	富山労働局	0 1	富山労働基準監督署
		0 2	高岡労働基準監督署
		0 3	魚津労働基準監督署
		0 4	砺波労働基準監督署
	石川労働局	0 1	金沢労働基準監督署
		0 2	小松労働基準監督署
		0 3	七尾労働基準監督署
		0 5	穴水労働基準監督署
	福井労働局	0 1	福井労働基準監督署
		0 2	敦賀労働基準監督署
		0 3	武生労働基準監督署
		0 4	大野労働基準監督署
	山梨労働局	0 1	甲府労働基準監督署
		0 2	都留労働基準監督署
		0 3	鰍沢労働基準監督署
	長野労働局	0 1	松本労働基準監督署
		0 2	長野労働基準監督署
		0 3	岡谷労働基準監督署
		0 4	上田労働基準監督署
		0 5	飯田労働基準監督署
		0 6	中野労働基準監督署
		0 7	小諸労働基準監督署
		0 8	伊那労働基準監督署
1 0	大町労働基準監督署		

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	岐阜労働局	01	岐阜労働基準監督署
		02	大垣労働基準監督署
		03	高山労働基準監督署
		04	多治見労働基準監督署
		05	関労働基準監督署
		06	恵那労働基準監督署
		07	岐阜八幡労働基準監督署
	静岡労働局	01	浜松労働基準監督署
		02	静岡労働基準監督署
		03	沼津労働基準監督署
		05	三島労働基準監督署
		06	富士労働基準監督署
		07	磐田労働基準監督署
		08	島田労働基準監督署
	愛知労働局	01	名古屋北労働基準監督署
		02	名古屋南労働基準監督署
		03	名古屋東労働基準監督署
		04	豊橋労働基準監督署
		06	岡崎労働基準監督署
		07	一宮労働基準監督署
		08	半田労働基準監督署
		09	津島労働基準監督署
		10	瀬戸労働基準監督署
		11	刈谷労働基準監督署
		12	岡崎労働基準監督署西尾支署
		13	江南労働基準監督署
		14	名古屋西労働基準監督署
		15	豊田労働基準監督署
		三重労働局	01
	02		松阪労働基準監督署
	03		津労働基準監督署
	04		伊勢労働基準監督署
	06		伊賀労働基準監督署
	07		熊野労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	滋賀労働局	0 1	大津労働基準監督署
		0 2	彦根労働基準監督署
		0 4	東近江労働基準監督署
	京都労働局	0 1	京道上労働基準監督署
		0 2	京都下労働基準監督署
		0 3	京都南労働基準監督署
		0 4	福知山労働基準監督署
		0 5	舞鶴労働基準監督署
		0 6	丹後労働基準監督署
		0 7	園部労働基準監督署
	大阪労働局	0 1	大阪中央労働基準監督署
		0 2	大阪南労働基準監督署
		0 4	天満労働基準監督署
		0 5	大阪西労働基準監督署
		0 6	西野田労働基準監督署
		0 7	淀川労働基準監督署
		0 8	東大阪労働基準監督署
		0 9	岸和田労働基準監督署
		1 0	堺労働基準監督署
		1 1	羽曳野労働基準監督署
		1 2	北大阪労働基準監督署
		1 3	泉大津労働基準監督署
		1 4	茨木労働基準監督署
	兵庫労働局	0 1	神戸東労働基準監督署
		0 2	神戸西労働基準監督署
		0 3	尼崎労働基準監督署
		0 4	姫路労働基準監督署
		0 5	伊丹労働基準監督署
		0 6	西宮労働基準監督署
		0 7	加古川労働基準監督署
		0 8	西脇労働基準監督署
		0 9	但馬労働基準監督署
		1 0	相生労働基準監督署
		1 1	淡路労働基準監督署
	奈良労働局	0 1	奈良労働基準監督署
		0 2	葛城労働基準監督署
		0 3	桜井労働基準監督署
		0 4	大淀労働基準監督署
	和歌山労働局	0 1	和歌山労働基準監督署
		0 2	御坊労働基準監督署
		0 3	橋本労働基準監督署
		0 4	田辺労働基準監督署
		0 5	新宮労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（歯科用）令和6-8年6月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	鳥取労働局	01	鳥取労働基準監督署
		02	米子労働基準監督署
		03	倉吉労働基準監督署
	島根労働局	01	松江労働基準監督署
		02	出雲労働基準監督署
		03	浜田労働基準監督署
		04	益田労働基準監督署
	岡山労働局	01	岡山労働基準監督署
		02	倉敷労働基準監督署
		04	津山労働基準監督署
		05	笠岡労働基準監督署
		06	和気労働基準監督署
	広島労働局	01	広島中央労働基準監督署
		02	呉労働基準監督署
		03	福山労働基準監督署
		04	三原労働基準監督署
		05	尾道労働基準監督署
		06	三次労働基準監督署
		07	広島北労働基準監督署
	山口労働局	09	廿日市労働基準監督署
		01	下関労働基準監督署
		02	宇部労働基準監督署
		03	徳山労働基準監督署
		04	下松労働基準監督署
		05	岩国労働基準監督署
	徳島労働局	08	山口労働基準監督署
		09	萩労働基準監督署
		01	徳島労働基準監督署
		02	鳴門労働基準監督署
	香川労働局	03	三好労働基準監督署
		04	阿南労働基準監督署
		01	高松労働基準監督署
		02	丸亀労働基準監督署
		03	坂出労働基準監督署
	愛媛労働局	04	観音寺労働基準監督署
		05	東かがわ労働基準監督署
		01	松山労働基準監督署
		02	新居浜労働基準監督署
		03	今治労働基準監督署
	高知労働局	04	八幡浜労働基準監督署
05		宇和島労働基準監督署	
01		高知労働基準監督署	
02		須崎労働基準監督署	
		03	四万十労働基準監督署
		04	安芸労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	福岡労働局	01	福岡中央労働基準監督署
		02	大牟田労働基準監督署
		03	久留米労働基準監督署
		04	飯塚労働基準監督署
		06	北九州西労働基準監督署
		07	北九州東労働基準監督署
		08	北九州東労働基準監督署門司支署
		09	田川労働基準監督署
		10	直方労働基準監督署
		11	行橋労働基準監督署
		12	八女労働基準監督署
		13	福岡東労働基準監督署
		佐賀労働局	01
	02		唐津労働基準監督署
	03		武雄労働基準監督署
	04		伊万里労働基準監督署
	長崎労働局	01	長崎労働基準監督署
		02	佐世保労働基準監督署
		03	江迎労働基準監督署
		04	島原労働基準監督署
		05	諫早労働基準監督署
		06	対馬労働基準監督署
	熊本労働局	01	熊本労働基準監督署
		02	八代労働基準監督署
		03	玉名労働基準監督署
		04	人吉労働基準監督署
		05	天草労働基準監督署
		06	菊池労働基準監督署
	大分労働局	01	大分労働基準監督署
		02	中津労働基準監督署
		03	佐伯労働基準監督署
		04	日田労働基準監督署
		05	豊後大野労働基準監督署
	宮崎労働局	01	宮崎労働基準監督署
		02	延岡労働基準監督署
		03	都城労働基準監督署
		04	日南労働基準監督署
	鹿児島労働局	01	鹿児島労働基準監督署
		02	川内労働基準監督署
		03	鹿屋労働基準監督署
		04	加治木労働基準監督署
		07	名瀬労働基準監督署
	沖縄労働局	01	那覇労働基準監督署
		02	沖縄労働基準監督署
		03	名護労働基準監督署
		04	宮古労働基準監督署
		05	八重山労働基準監督署

別表25 患者の状態コード

コード名	コード	内容
患者の状態コード	001	妊婦